

令和3年第16回 博多区選挙管理委員会

令和3年10月28日

議 題

1 議 案

議案第68号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における
期日前投票所の投票管理者の変更に関する専決処分の承認を
求めることについて

議案第69号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における
期日前投票所の投票立会人の変更に関する専決処分の承認を
求めることについて

議案第70号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審
査における開票立会人の決定について

議案第71号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定に
ついて

議案第68号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年10月28日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

専決第8号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における福岡市役所1階市民ロビー期日前投票所の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月24日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

1 市役所1階市民ロビー

別紙のとおり

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 第37条第2項及び第3項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第69号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年10月28日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

専決第9号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の変更について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における福岡市役所1階市民ロビー期日前投票所の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月24日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

1 解任する者
別紙のとおり

2 選任する者
別紙のとおり

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

議案第70号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、博多区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和3年10月28日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

別紙のとおり

(根拠)

・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第71号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、博多区開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和3年10月28日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。